

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高知県において南海トラフ地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者及び被災者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙に協力を要請し、棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務に必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。

- （1）棺及び葬祭用品等遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- （3）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- （4）帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- （5）その他甲の要請により乙が応じられる事項

2 前項の要請を行うときは、別記様式1の文書により通知する。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、その後速やかに文書により通知するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙は、前条第1項各号による要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法について、業務実施先の市町村と打合せ、確認を行うものとする。

（協力体制の整備）

第4条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（業務の報告）

第5条 乙は、第2条第1項各号の協力を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を別記様式2により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が実施した業務に係る経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、災害の発災直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく基準額を基準とし、甲乙が協議して決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条第1項の規定により乙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては高知県健康政策部食品・衛生課長、乙にあっては一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会四国ブロック高知地区本部長とする。

（災害時の情報提供）

第10条 乙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第11条 乙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、令和3年3月26日から効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 高知県高知市丸の内1丁目2番20号

高知県

高知県知事

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号 COMS虎ノ門6階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会長

災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定の一部を変更する協定

令和3年3月26日付け、高知県（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における棺及び葬祭用品の供給等に関する協定（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

原協定書第9条中、「高知県健康政策食品・衛生課長」を「高知県健康政策部業務衛生課長」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月30日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20

高知県

高知県知事

乙 東京都港区西新橋1丁目18番12号

COMS虎ノ門6階

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会長